該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の 内容 措置の概要(対応策)	その他	管理コ <b>ー</b> ド	所管省 庁等	要望事 項 (事項 名)	要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望 事項番 号	安室机 別 (規制は 革A/目 間開放	民 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関射する 法律第4項第1 号、第6条91項 第1条91項 第1条91項 廃棄物の限する び清津施行令 条	病院・高齢者福祉施設から利出される非感染性の廃棄物のうち、廃プラスチック類は産業廃棄物とされ、紙(ず及びし尿は一般廃棄物とされている。	C	廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な 廃棄物の処理責任を有する者を市町村とするか、排出事業者と するかによって区分するものであって、ご提案のように再生利用 するかどうかによって、処理責任を負うへき者を決定することは できない。 また、産業廃棄物は、不適正処理された場合の原状回復を含め、排出事業者が最終的な処理責任を負う廃棄物であり、産業 廃棄物と区分するかどうかについては、廃棄物の急受けるかど うかという点が決定的に重要であるため、リサイクル事業・エネ ルギー回収事業の推進という立場からの御主張でこれを変更す ることは困難である。		z17001	環境省	病者設排る性みの物産るチャする。高祉から、ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		5050001		G48	トータルケア・システ ム株式会社	1	А	病院・高齢者福祉施設等から指出される非悪染性使用溶み組おむ つの廃棄物区分を産廃である廃こ ラスチック類とすること	した。この地域では、非然米性の使用点の紙のもって住所   加理しており 高咳と切められている地域から集めている	今戦のもりと、ツァンルの語と、後後、7周年 製造を分割 ・一般、工工権を経て廃プラステック、バレブ、表記を分割 回収する、回収された廃プラステック、バレブ、 た動回収、バルブはさらに180 の熱処理を加え安全 性を確実にして再生紙おおつ、モウルド、防火板などの 原料として再利用する、汚泥は士場収良材として経農地 に超元する。 紙おむつに特代した資源リサイクル事業として、年間 6000トン処理は、約300トンのプラスチックと約1000トン のパレブを再資源化する。この紙をはつリサイクルして に収べ一般化炭素の併出が削減され境却残物を生いる に収べ一般化炭素の併出が削減され境却残物を生いな 「現代・直接・接減する資源循環型の理解がも生地ケ アリサイクルシステムである。 2005年の紙おむつ生産校数は100億枚を超え、さらに地 加する勢いであり、紙おむつリサイクル事業の必要性が はまれている。本事等とで簡単のよる要単等、1014と	指した。2003年、就のもフの子座代放は100億枚を迎ん、主 産産量量を約8万トンに達した。 大量に非出する病院、高齢者福祉地設等では、糞便・し尿の ついた資布おひつをクリーニングして再使用しており、使用決 み抵おむつもゴミとして規却するだけではなく、リサイクルに よって再生利用すく考との意向が強い。事業系一席に区グされ 七利用を望んでも現状では難しい、一方、産廃に区グされて に対域では、同一性状の廃棄物でも非出者の意思で再生 メリサイクルを事業として実施していくには、採棄に合う 水に乗りかくかしている。 また、リサイクルを事業として実施していくには、採棄に合う が理量が必要であるが、非常性できる。 床に区グシセでいるも地をは関られ、ある程度の量を集めるには 市町村単位ではなく、もっと広域的な処理を進める形式。	清掃に関する法律 : 第2条2項・4項 第2条の3 第3条2項 第4条2項・3項	参考資料 平成 17年度 17年度 17年度 20年度 17年度 17年度 17年版福河県東 境内書 東京 17年版福河県東 境内書 東京 17年版福河県東 東京 17年度 17年度 17年度 17年度 17年度 17年度 17年度 17年度
廃棄物の処理及 び清掃第2系第1 項第4系第1 号、第6系第1 号、第6系第1項 廃棄物の処理及 び清掃に行 条	病院・高齢者福祉施設から排出される非感染性の廃棄物のうち、廃プラスチック類は産業廃棄物とされ、紙(ず及び) 尿は一般廃棄物とされている。	c c	廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な 廃棄物の処理責任を有する者を市町村とするが、排出事業者と するかによって区分するものであって、ご提案のように再生利用 するかどうかによって、処理責任を負うへき者を決定することは できない。 また、庭業廃棄物は、不適正処理された場合の原状回復を含め、排出事業者が最終的な処理責任を負う廃棄物であり、庭業 廃棄物と区分するかどうかについては、廃棄物の最終的な処理 責任を排出事業者(本件については病院等)が自受けるかど うかという点が決定的に重要であるため、りサイクル事業・エネ ルギー回収事業の推進という立場からの御主張でこれを変更す ることは困難である。		z17001	環境省	病精者設排る性外の物産をディーの場合は、高いの医療がある。高いの医療があるののでは、あるののでは、あるのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	5065	5065009		G48	社団法人日本 ニュービジネス協議 会選合会、ナッステム株式 会社	9	А	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み組おむ つの廃棄物区分を産廃である廃こ ラスチック類とすること	した。この地設では、非燃米性の使用点の概のもうを住所	今戦的と、20、ツインルル語は、後後、7 所書、数点を分離 ・ 一般・工工権を経てアプラステック、バレブ、汚泥を分離 回収する、回収された原プラステック、バレブ、汚泥を分離 で熱回収し、バレブはさらに180 の熱処理を加え安全 性を確実にして再生紙おむつ、モワルド、防火板などの 原料として再利用する、汚泥は士場収良材として結農地 に選示する。 紙おむつに特付した資源ササイクル事業として、年間 6000トン処理し、約300トンのブラスチックと約1000トン のリングを再資源に付き、まっの抵抗なコリザイクルトの に収べ一般化炭素の併出が削減され境却残物も生いな に収べ一般化炭素の併出が削減され境却残物も生いな アリサイクルシステムである。 2005年の紙おむつ生産校数は100億枚を超え、さらに増 加する勢いであり、紙おおコリザイクル事業の必要性が 加する勢いであり、紙おおコリザイクル事業の必要性が 第キュモアルス・事業性に簡単のス事性が、リーサイク	指いた、2003年、就のもフの7主座代数は100億枚を迎れ、主 産産量量を約45万トンに達した。 大量に非出する病院、高齢者福祉地設等では、糞便・レ尿の ひいた資布あむつをクリーニングして再使用しており、使用が み抵抗むつもゴミとして規却するだけではなく、リサイクルに よって再生利用すく考との意向が強い。事業系一席に区グされて 七利用を望んでも現状では難しい、一方、産廃に区グされて 七利用を望んでも現状では難しい、一方、産廃に区グされて 10 地域では、同一性状の廃棄物でも非出者の意思で再生 メリサイクルを事業として実施していくには、採棄に合う 水理量が必要であるが、非感染性の使用済み抵抗むりを意 際に区グシセいるも地域に関われ、ある程度の量を集めるには 市町村単位ではなく、もっと広域的な処理を進めるを更が ることを理解に対してまた。最終のの機関が34億また。	清掃に関する法律	参考資料 平成17年度 循環型社会白書 全国エコタウン事変の成認地域 マップ 平成17年版福回原環 現日書 版誌記事等 ホーム〜シアド レスhttp://www.totalcare- system.co.jp/
の施行について (昭和60年9月27 日衛環第137号厚 生省生活衛生島 水道環境培育局 知)、提法施行 浄化槽一部改正に	環境省関係浄化構法施行 規則において、指定検査機関 の指定に当たっての基準とし Eで、申請者が民法第34条の 規定により設立された法人で なければならないと規定され ている。 また、検査員については、済 化槽の検査に関する専門的 知識を有すること等が要件と 3 3	C	法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命や制制等の行政処分とも深(関係するものであり、指定検査機関制は、第二者性及び火性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みを前提として、指定検査機関に検査の総財本を制御に県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところであら。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること。また、検査業務をひみような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。なあ、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の検査長については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等所を発性されており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法 に正な検査 の実施		5014001		G49	有限会社 嘉穂衛生 生	1	В	浄化槽法に基づく適正な検査の実 施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を 登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、 民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道 府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外 し、一般の者でも能力の要付けのある者であれば、検査員 になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8.640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2.485人(設備産業新聞より)である。浄化槽あ着1の条除金、1年に1回必ず検査を受けることされている。計算上、1人当り93.460基を1年間、毎日10基以上を検査でことになり、実際に適化量が増充強力が行われているが懸念されるところであり、実際に、浄化槽洗剤1分配がご定期検査の受検率は、全国で10%台上低い環境情報より、よって、公共用水域等の水質の保全等の製点から浄化性によるし尿及び維性水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全を収金機能を使い、12年に参与するためには、浄化構造第14条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ。浄化槽を連機関の増加を図ることが必要であるため。	净化槽法 及び関連通達(昭 和60年9月27日衛 環第137号各砂市市長宛厚生省生活 衛生局水道環境部 長通知)	

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号	要望事項管理番号	分割補助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望事項番号	要望值 別 (規制改 要望事項 革A/民 (事項名) 間開放	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
(昭和60年9月27 日衛環第137号厚 生省生活衛生局 水道環境部長園 知)、化槽法施行規 則の一部改正に	規則において、指定検査機関 の指定に当たっての基準とし 、申請者が民法第34条の 規定により設立された法人で なければならないと規定され でいる。 また、検査員については、浄 化槽の検査に関する専門的 知識を有すること等が要件と	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や割則等の行政処分とも、関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う性組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査であまれる。 の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたとこってある。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること。また、検査業務をどのような地域でも経続、定して行えることが求められることか、多登録制度や民態法人の業務にはなりまないものである。なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法 に基づく適 正な検査 の実施	5015	5015001		G49	有限会社 諫山環 境開発	1	B 争化槽法に基づく適正な検査の実	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 理証行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を 理論検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、 民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道 府果の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外 し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員 になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8.640,000基に対し、浄化 検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1 任、全国で2495人、設備産業新聞よりである。浄化帶 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	刊表	
(昭和60年9月27 日衛環第137号厚 生省生活衛生局 水道環境部長通 知)、提場省関係 浄化槽法を関係 則の一部改正に	規則において、指定検査機関 の指定に当たっての基準とし て、申請者が民法第34条の 規定により限立された法人で なければならないと規定され ている。 また、検査員については、浄 (税の検査に関する専門的) 知識を有すること等が要件と	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明5かにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命や副則等の行政処分とも深(関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府保にはこうした法定検査の公約な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都直府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること。また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められること。から、登録制度中民間法人の業務にはなじまないものである。なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の増加は可能である。 指定検査機関の増加は可能である。 専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推加は可能である。		z17002	環境省	浄化槽法 に基づく適査 正な検査 の実施	5017	5017001		G49	福岡県環境システム協同組合	1	B 浄化構法に基づく適正な検査の3 施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を 登録検査機関制度に改正する、おお、改正に当たっては、 民間開助なもを慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」の受験資格から、各都道 所乗の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外 し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員 になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8.640,000基に対し、浄化 検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月 在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化機 11条におけ、現在ある浄化機は、環場省今で別途定が のを除き、1年に「回必ず検査を受けることとされている 原上・1人当り約3,460基と1年間、毎日10基以上を検査 ことになり、実際に適正な検査が行われているか整念さ ところであり、実際に、浄化槽法第11条に基づく定期検 受検率は、全国で10%台と低い、環境情報より、 よって、公共用水域等の水質の体等の観点から浄化 によるし尿及の独排水の適正な処理を図り、カーて生活 の保全及び公業衛生の向上に寄与するためには、予 第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が 不可欠であるところ、浄化構体査機関の増加を図ること: 要であるため、	現 表第 36 18 19 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	
の施行について (昭和160年9月27 日衛環第137号厚 生省生活衛長局 水道環境部長 知)、環境省関係 浄化槽法的行政 則の一部的政正に	また、検査員については、浄 化槽の検査に関する専門的 知識を有すること等が要件と	c		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や副則等の行政処分とも深(関係するものであり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道所県に代わって指定検査機関に検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうた法定検査を行け組みである。平成17年においては、こうた法定検査の経験を都道府県に報告することを義務付けるとさし、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること。また、検査業務をどのような地域でも継続で定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはないものである。なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加に可いては、浄化槽の検査に関する事門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推薦は必要とされていない。		z17002	環境省	浄化槽法値 に基な検道 正の実施	5018	5018001		G49	特定非管利活動法 人 福岡県浄化槽 水質検査協会	1	B 浄化構法に基づく適正な検査の3 施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を 登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、 民間開放も考慮する。 浄化槽検査(との必ずしも能力に直結しない要件を除外 し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員 になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年17年 全国で249人12機 直機関の検査員は平成18年17 11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定をのを除き、1年に1回必ず検査を受けることとわている算上・1人当り約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査ところであり、実際に、浄化槽法第11条に基づく定期検受・受検率は、全国で10%白と低い、環境情報が、よって、公共用水域等の水質の保全部での観点から浄によるし尿及び排排水の適正な処理を図り、もって生活の保全及び公徽衛生の向上に参与するために、浄化系は金銭の元全受検実現に向けた、受検率の向上が不可欠であるところ、浄化槽を機関の増加を図ること:要であるため。	刊表	

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他管	里コー 所管省 ド 庁等		要望 管理番	要望事項管理番号	分割補助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望 事項番号 号 間別	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
の施行について (昭和60年9月27 日衛環第137号厚 生省生活衛生局 水道環境部長関係 知)、環境部長関係 浄化槽法施行規	また、検査員については、浄 化槽の検査に関する専門的 知識を有すること等が要件と	С		法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法上の改善命令や罰則等の行政処分とも深(関係するものですり、指定検査機関制は、第三者性及び公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の必約な位置付け仕組みを制度として、指定検査機関に検査を行う仕組みを制度として、指定検査機関に検査所規の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたとこである。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはなじまないものである。なお、指定検査機関の増加については、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の増加は可能である。	z.	7002 環境省	浄化槽(に基づく) 正な検査 の実施	5020	5020001		G49	有限会社 田村環 境開発工業	1 B	浄化槽法に基づく適正な検査の実 施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を 登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、 民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下・検査員))の受験資格から、各都道 所県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外 し、一般の者で能力の裏付けのある者であれば、検査員 になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,485人、設備産業新聞よりである、浄化槽法等 14年10年1日、東北京、東北京、東北京、東北京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	净1亿帽法 及V開連通達(昭 和60年9月27日衛 環第137号各都道 府県知事-政令市 市長同水道環境部 長通知)	
-	第三次環境基本計画では、自己宣言方式、審査登録(認証 取得)方式に限らず ISO14001の普及促進を図る こととしている。	е	-	e(理由) 当該要望事項は、規制改革・民間開放要望に該当しないと考え るため。	z.	经済産 (省、環 省		± 5000	5009004		3	特定非営利活動法 環境ISO自己宣言 相互支援ネットワー クJAPAN	4 A	JISQ14001の適合性評価手続きに おける公平性の確保	JISO14001の取組みを表明する方式には自己宣言方式と 審査登録(認証取得)方式があります。 何れの方式であるうとJISO14001環境を注動し取組んで いるという事実を重視することを環境基本計画などに明記 することを要望します。 国等の公共機関は、JISO14001の設証取得したという宣伝 をしないこと、競争入札参加資格基準など国等の文書にお いて審査登録方式だけを推奨・優遇しないこと、認証取得 する事業者だけに助成策を講しないことなどを要望します。	全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界に JISQ14001の自己宣言方式による環境保全活動の進め 方を組み込んだ「介護・福祉サービスの質の自己評価・	国等お上が認証取得方式を優遇しているので自己宣言方式 は見向きもされない状態です。これは自己宣言方式の排除で あり、間接的な規制となっています。この片手落ちの推奨の あり方の改善をお願いするものです。	国の環境基本計画	JIO14001環境保全 活動の取組み支援 ソフトーモデル ************************************
温泉法第2条、 第13条	温泉法第2条に規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道所に供しようたであまり、「一般を受けなければならない」(同法第13条第1項)。	c		温泉法において、「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く、)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいうと定義されている。この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を想定しているものであり、ゆう出口における状態を分析することにより判断されることから、ゆう出口における状態を分析することになるを発きせるなどの製品化のための加工が行われた濃縮温泉を温泉法上の「温泉」を判断することはできない。なお、この「温泉」そのものに対して、循環3過を実施している場合には、温泉法第14条の規定に基づき、その行温泉、そのものをタンクローリーなどで輸送する供給方法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを有法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを有法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを有法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを有法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを指表では、場別を必要がないといる。このように、「温泉・そのものをタンクローリーで供給するように、「温泉を循環3過まる場合やシンクローリーで供給する場合の温泉の性状変更に関しては、掲示を求めるなどの措置を循環3過まりました。温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源がから温泉を採取する者に対して、温泉の呼取の制限を命ずることができる」と規定を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる」と規定を関いるところである。	Z'	厚生労 7004 省、環 省		5010	5010001			株式会社 ヒロ	1 A	「濃縮温泉水、を温泉法に基づく温泉として温泉利用許可対象として もらいたい。	・環境省においては「濃縮温泉水」は、ゆう出口における状態を分析することにより「温泉」かどうか判断されることから、人工的に製造しているため成分の変更があるので、温泉水に基づく温泉には認めないとしている一方で、ろ過環及グラクロ・リ・の温泉焼給といった。 漂泉以外のもの に接触していることから明らかにゆう出口における状態が連りません。 「温泉法に基づく「温泉」と認めてはいる状況にある。このように矛盾のある運用を改め、濃明さい場所にある。このように矛盾のある運用を改め、渡明時に一期的に温泉成分を性状を強制変更させるが、使用時る治構等においてはる過剰なしていただき、公譲が温泉しておれた「温泉とほど風を利用等可対象としていただきたい、なお、以前、「自由」に製造販売されている人為別等の中に温泉法上の「温泉との経験をすれている人為別等の中に温泉法上の「温泉との発展料としていたものについて、「何ら混乱を招いていない、現状では数えて規制をかける必要性はないとの見ました。 「温泉とはない、「温泉を経過とない。」 「温泉を保護しての利用の適一を表現していなが、温泉法の趣旨において、「温泉を保護しての利用の適一条に乗しているもの、「温泉のみを原料とする人、浴剤の過剰が悪売により、自然資影としての温泉保護がきなくなる可能性も否定できず、「温泉、のみを原料とする人浴剤の過剰が悪売により、自然資影としている自然のよりでは、自然を記録といるといる。	現在、温泉利用許可申請書の提出に当たり、 タンクローリー又はボリ容器により供給された温泉を 利用する場合は、温泉水の輸送方法の詳細のわかる書 類恋派付すること、 温泉スタンド、タンクローリー又はボリ容器により温泉	・「濃縮温泉水、は源泉温泉を人為的に加工し、水分のみを 蒸発させ、一次的に成分を指定された所定の濃度に濃縮す る単純なものである ・「濃縮温泉水、は安色なりでは一般では一般である。 ・「濃縮温泉水、は安全及り衛生面において、水の腐らの ・「濃縮温泉水」は安全及り衛生面において、水の腐らの緊強もしに いために殺菌対策及び殺薬、防力と対策にも役立つ、優れも ないために殺菌対策及び殺薬、防力と対策にも役立つ、優れも のほうたと、草成は5年7月31日付け、公正取引急 員会の軽温泉表があったが、未だに改善されていない、よっ て、天与の恵みでもある温泉事業は、何処までも鳴りがない 本物温泉としてあるべきで、この点、技、濃縮温泉水、は、 本物温泉としてあるべきで、この点、技、濃縮温泉水、は、 に本物温泉としてあるべきで、この点、技、濃縮温泉水、は、 ・・アトビ・性皮膚炎患者から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·温泉法 公衆浴場法	

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	· 所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号	要望事項管 理番号	カギル	グルー プ化番 号	要望主体	要望 事項番 号	安聖權 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
PM法 第12 条、第14条 大気汚染防	自動車NOx・PMに基づき、 対策地域のトラッケ・パス ・等、ディーゼル乗用車のう ち排出基準を満たさない財 のについでは、一定の期間が経過した後、自動車 検査証を交付しない規制 措置(車種規制)を講じて いる。	С	-	現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗が 沢等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のありが、対策地域の範囲をどうするのか」について審議いただいている。小委員会においては、 ジ派入車も含めた適合車への転換をどのように進めるのか」が対策地域の範囲をどうするのか」についても検討課題とされている。 平成15年度から使用過程車の排ガス性状の劣化等について調査を実施しているところであり、この調査結果を踏まえ、関係所省と連携し、使用過程車の排出ガス性を経を段けに維持・確保する方策について検討していてととしている。また、前述の小委員会においては、「使用過程車に係る総合的な対策についてどのように考えるか」についても材計課題とされている。 上記、については、平成17年12月に中間報告が取りまとめられ、引き続き検討が行われているところ。 小委員会での審議の状況を見守りつつ、これらの事項について今後検討したい。		z17005	環境省	抜本的なルティーゼル ディーゼル使車用過策の 施		5049005			東京都	5	A	抜本的なディーゼル車等の使用途 程車対策の実施	自動車Nov-PMi法では、車検制度によって、基準を満たない事両は対策地域に登録できなくなるが、当該地域の理 境内番のため、地域外からの派入車を規制の対象にする など、技本的な使用過程車対策を影響すること。 使用過程車の排出ガス性能を維持・確保するため、車材 時の検査対象項目にNox-PMを加えること。	ł	都における大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス 類似の遅れにある。 また、Nox・PM法の対策地域への流入車対策の設議不足、 対策地域外の環境改善の遅れも国の問題である。 ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染 を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、抜 本的な使用過程車対策を実施する必要がある。	自動車Nox · PM法 大気汚染防止法	
環境基本法第 6条	環境基準は、環境基本ならに基づき設定される「生活を (健康を保全す望ましい基準 境を保全す望ましい基準 すること、なび解け、 に関対の通知に調整することにより、現環境基準が確保さらないとおり、現環境基準が確ないままりのいまり、 ないとおよう努でいれば気汚、 ないとおる環境を競技、大とし酸 状に変素を が、ベンゼトリクロエエレン、テトリクロエエレン、テトリクロエチレン、テリロエチロン、デカロエチロン、デカロエチロン、デカロエチロン、デカロエチロン、デカロエチロン、デカに変素を が、ベンゼトリクロロエレン、デカロエチロン、デカロエチロン、デカロアを が、ベンゼトリクロロエレン、デカロエチロンでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	b		粒径2.5 μ m以下の微小粒子状物質(I) わゆるPM2.5) の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究、を実施し、健康影響に係る現長の収集・の子定)全国的な長期疫学調査を実施している、環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の規則に関する動向等をも踏ま入つ、その必要性も含めて検討することとしている。なお、粒子状物質対策については、粒径10μ m以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた筋策を講じているとこれらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。		z17006	環境省	ディーゼル教徒・子の環の設定を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を		5049006			東京都	6	A	ディーゼル排出微粒子の環境基 準の設定	ディーゼル排出微粒子などによる大気汚染の健康影響に関する調査を確実に推進し、その結果も踏まえ、新たに超微粒子 (PM2.5以下)の環境基準を設定すること。		・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患な どとの強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微粒子のほとんどが微小粒子といわれてい 。・微小粒子の環境基準を設定するなど、都民の健康を守るた めの実効性ある対策をとる必要がある。	大気汚染防止法	
び海上災害の	船舶から排出される排出 ガスによる大気汚染の防 止を図るため、平成17年5 月発動のマルボール条約 の海洋汚染のであ上災(する)、海洋汚染所止に関する法律。(以 方。)を一部出が見事が加上、新たに 熱館の排出ガス規制で 料中の確黄分規制について定めたともに施行したと の発ともに施行したと	С	-	国内の取組としては、港湾を管理している地方自治体の取組とあいまって、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取組である。マルボール条約附属書 の国内法として「海洋汚染防止法、のなにか行われており、この法律の適切な施行を図っていてとが汚染軽減に当たってまずもって必要と考えているところ。国際的な取組としては、マルボール条約による規制係代等の見直しに向けて、IMの(国際海事機関)による制築的な枠組み作りに積極的に取り組んでいるところ。		z17007	国土交通境省省省省	船舶から の排出ガ ス対策	5049	5049007			東京都	7	A	船舶からの排出ガス対策	マルボール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が呼ら 5月19日に施行されたが、既存船は窒素酸化物規制の 対象とならないにと、粒子状物質は規制対象としていなし こと、燃料の施度分はおらいてとしていること間向の 勢は破棄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスにご いて、より抜本的な対策を講じること。	1	船舶からの排出ガス対策は、一港湾の問題ではなく、全国レベルでの対応が必要不可欠である。また、対象事業者は、外国の船舶運動事業者も含め、派院が大きたが、国内法による規制だけでは不十分である。環境対策に、より実効性をよる規制だけでは不十分である。環境対策に、より実効性を終的の改正を含め、国際機関への働きかけを行うべきである。	海洋汚染及び海上 災害の防止に関す る法律	

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コー ド	所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号	要望事項管 理番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望事項番号	安室性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
び清掃に関する	産業廃棄物処理業の許可の申請については、廃棄物処理 法施行規則第9条の2において申請の手続を定めている。			について 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて、先行許可証の活用について、その積極的活用を都道府県等あてに適如し、担当者会議等でも適宜周知しているところであり、今後とも周知徹底をはかってまいりたい。 について 許可申請手続の電子化については、各種行政手続一般の電子化として、都道府県等又は民間事業者における普及状況に思ら して検討すぐき課題であり、現状において申請手続をプラクターネットで行うまでの条件整備はされていないと考えるが、廃棄物の理法との時可情報等の地方公共団権間の共有や市分、原棄物の電子化等については、平成18年度中に、事業者や地方公共団体の意見を踏ま入つ)、取組を開始する予定である。について 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施及設置の許可に ついては、生活環境保全上の観点から、各都道府県知事(政令市にあっては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保する必要がある。		z17008	環境省	廃棄物処係 理許の 関係 で電子 化・電子 イ化・電子		5057100		(社)日本経済団体 連合会	100	A	廃棄物処理法に係る許可手続の 簡繁化: 電子化	産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の興動に係る変更手続に要する添付書類(住民票 空記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきであ、廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。規制以革・民間原業和処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も顕素之つ、電子化にむけた取組みを開始すると記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の開業化に資する情報システムの構築を早間に実現すべきであ。その際、許可情報について地方公共団体の開業されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の開業化に資する情報とステムの構築を早間に実すべきである。その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で持続で行義とないに対方公共団体への行政手続は大幅に需素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理に属する任意といました。	(*) 産業廃棄物処理業に係る許可権限をより一層広域化すべきであり、都道府県単位やさらにプロック化した地方単位に集約すべきである。	大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも、び、また、役員が外国に居住している場合もある。このより、また、役員が外国に居住している場合もある。このより、また、役員が外国に居住している場合もある。このより、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	な設した。   は	業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々
廃棄物の処理及 び清解に関連 清解に 原棄 第2 系第2 原棄 第4 原 東	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2号に「木(等(建設業に係るを)を終了をの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに取る。)、大切とは表現の製造業を含む。)、パリア製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染みだものに限る。)」と規定されている。	b		本件御提案については、平成17年度11月受付関係要望においても同一の内容の御提案があり、事業系一般廃棄物である木(ずの廃棄物の区分の検討について全国規模で検討を行うことして結論を得ているところである。具体的には、「規制改革、民間開放の推進に関する第2次答・申、を踏まえ、平成18年度に、中央環境審議会に置かれた専門委員会において、廃木製パレットについては事業系一般廃棄物を産業廃棄物がする方向で検討を行い、その他の事業系一般廃棄物を産業廃棄物のある木(ずの一般廃棄物と産業廃棄物の多分についてもその排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討する予定である。		z17009	環境省	「木〈ず」。 「本〈理に廃棄法 「物処可扱 「大の理力化化」 「本の理力化化	5057	5057101		(社)日本経済団体 連合会	101	Α	「木〈ず」の処理における廃棄物処理法上の扱いの弾力化	右記の「木〈ず」を処理するにあたっては、廃棄物処理法の規定に削して、一般廃棄物として処理することを原則としつつ、地方公共団体の持段の事情でこれら一般廃棄がを必理することが困難である場合。または、確実にサイクルできるとは、産業廃棄めとして処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである。		右記の「木(ず」は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物 分類され、市町村が責任を持って処理することが規定され いるにもかかわらず、地方公共団体によっては言取らい いるという処理する一般無す物処理集者がいないヤー が多々ある。とりわけ、2003年の廃棄物処理法の改正に り、一般廃棄物地一般廃棄物処理業者を発化は下した らない」との規制が明確化され、これに遺伝すると部則が 用されることから、事業者は、遺法性の製成から主実務上 をこて、実情に即して、上記型望の通り、収扱を弾力化す きである。 また、これらの「木(ず」を産業廃棄物としてリサイクルす 場合には、再生利用認定制度などの特別措象を開業から 選な手続で適用できるような仕組みを構築すべきである。	では、 清掃に関するとは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	1a. 底葉物処理法上「学業等 機能棄物」に対抗され 技能が処理しなければならな 大団体が処理しなければならな に対定されている廃棄物処理 法で指定されている廃棄物処理 法で指定されている機能物処理 会ない地方公式団体もあり、 をはい地方公式団体もあり、産 業廃棄物として処理せざるを得 ない地方公式の発力を持ち、 また一般原棄物処理業者に 行われても、旧市町村の範囲内 の家本物の34、かられたり、担告
2、第15条の3、 行政処分の指針 について(平成17	者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を	d( ~ ), c ( ), d ( )		- について 廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を 解消し、廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を 解消し、廃棄物処理法をいて廃棄物処理なため、平成9年及9年 中成12年の法改正において廃棄物処理法・施段設置の許可可 件を厳格化するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の 式改正においても、欠格要件に診当した場合の取消しを義務化 することした。 廃棄物処理法に係る欠格要件については「規制改革・民間解放 推進三が年計画「再改定」、「平成18年3月31日閣議決定」に おいて「検討会を設け、欠格要件については「規制改革・民間解放 推進三が年計画「再改定」、「平成18年3月31日閣議決定」に おいて「検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等につい て、平成18年度を目途に結論を世ず、とされているところである ため、欠格要件についてはその場で検討することとしている。 について 従前より役員に含まれるとの解釈を示しているが、監査役につ いては、会社法、平成17年法律第86号においにも役員として 位置づけられているところである。監査役の会社法上の権限を かんがみても、「服命役、執行役又はこれらに準ずる者。に該当 するものと認識している。 について 「5%以上の株式所有者若しくは出資者。については、欠格要件 に係る解釈を示した通知において、「役員等と同等以上の支配 力を有すると認められる者、であることの意然性が高いとしてい るだけており、「役員等と同等以上の支配力を有すると認められる る者。の判断については、実態を把握し、個別の事例に応じて通 切に判断するという、まさに総合的に判断する旨を明確にしてい る者、の判断については、実態を把握し、個別の事例に応じて通 切に判断するという、まさに総合的に判断する旨を明確にしている。		z17010	環境省	廃棄物処係の由し の見直直し	5057	5057102		(社)日本経済団体 連合会	102	A	廃棄物処理法に係る許可の欠格 事由の見直し	項が実現されるよう措置すべきである。	例えば交通事故等の私的な事故によって禁錮以上の飛 に処せられる可能性は否定できないことから、本事由に ついても義務的取消の対象外とすべきである。 悪質な処理業者の累幕を指除する目的で、欠格要件 に設当する者の範囲を「法人に対し業務を執行する役 の支配力を有すると認められる者」と定めている。かい ながら、株式会社の監査役は、制度上、取締役や執行 後等の業務執行を監査する立場にあり、監役を取締 役等の業務執行を監査する立場にあり、監役を取締 役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の 数をするのは行後に発するとして欠格要件の 数をするのは行後に発するとして欠格要件の	2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を 1.悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。 環な廃棄物処理業者に対する行政処分を課すことであった。 環な廃棄物処理業者に対する行政処分を課すことであった。 環な廃棄物処理業者に対する行政処分は処理業の許可 取消して可能であり、主に施設の技術上の基準について 直する(法期15条の2)「廃棄物処理施設の許可まで、生産 助取消し、とする必要はない、近年、敷設事業者が、生産 財の等之活用で、自己又は他のの廃棄物処理を行うため、 廃棄物処理法上の施設あるいは薬の許可を取得していい ケースが多い、そのため、欠格要件に該別っために廃棄 物処理施設の計でも有する製造事業者は、廃棄物の担心に除棄 処理施設の計でしていると、自らの廃棄物処理のために廃棄 ができなくなる。と即わけ、製造工程から廃棄物処理を持つため、 に許可が取消されると、自らの廃棄物処理のために廃棄 処理施設のおいては、欠格要件が全事業所にまで適用される。 ものが維続できなくなる。全国に複数の事業所を有する表 出る取込事業者では、本来の生産活動がでなくなる。全世 相して他者の廃棄物が受け入れて廃棄物処理業を行なっ は日本経済に少なからぬ影響を与える。また、生産施設 地口を製造事業者は、本来の生産活動がでなくなる。 したがって、施設の事業所を有する戦治事業活を持てあり、 はの事業所を有する戦治事業所に設めまると、成 がの適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてい、 物の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてい。 対の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてい、 物の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されている。 第200事業所を有すると、関連を手をできなくな。 を表すり能性にならないが、製造事業者の運作の事を を記すり能性にならないが、製造事業的では、 第201章を表すに対していると、 第201章を表すに対していると、 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対した。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対しているといる。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対している。 第201章を表すに対しないる。 第201章を表すに対している。	悪の審務施に56的物理での造、て活てにの 薬夫 務る業反連法等違法	わたって「欠格要件」に該当する こととなり、廃棄物処理業のみな

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コー ド	· 所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号		会 分割補 助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望事項番号	安室煙 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
び清掃に関する	広域認定制度の対象となる原 棄物は、拡大生産者責任の 考え方に関リ、製造事業者の 自らの製品について業の許可なくそのに認め処理を行うこ。 を認める制度である。		7 9 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	については、広域認定制度は、拡大生産者責任(自ら生産する製品について、生産者が生産(使用段階だけでなく、それが廃棄物となった後まで一定の責任を負う)により、製品が廃棄物をはるため抑制やサイクル・適正処理を容易とする等、製品が廃棄物となった後も、当該廃棄物を生産者が適正に必理するという考え方に則った制度である。また。については、広域認定制度は、製造業者が処理体制をを把握し、廃棄物がその処理体制に沿って適切に流れる許可の取得を不要として18時代制度である。また。については、18世間である。これが、18世間である。これが、18世間である。これが、18世間である。これが、18世間である。この特別制度の適用に当たっては、認定を受けた者の処理体制及びこの処理体制に沿って適切に廃棄物が流れることを委託基準により担保している場合にある。これに対理保に対しての処理体制に沿って適切に廃棄物が流れることを委託基準により担保している場合にある。よって、広域認定制度において委託基準の適用を除外することはできない。		z17011	環境省	広域認定は 制度な明確 の明確 を 簡素 化	5057	5057103			(社)日本経済団体 連合会	103	A	広域認定制度における取扱の明 確化と手続の簡素化	情報処理機器及び適信機器に係る広域認定制度については、技術的に適正なリサイクルが可能であり、製造事業者等による処理が確実な同一性状の他社製品の回収についても、広域認定制度における産業廃棄物処理の委託契約(再委託する場合も名が)については、廃棄物処理が表生の委託契約基準の適用を除外すべきである。少なくも、例えば、連瀬の最終目的地の所在地の記載や、処分能以処理制力、その他添付書類などについて、大幅に軽減すべきである。	ることを示しており、製品ユーザーである排出事業者が 処理プロセスを管理することや 一般の産業廃棄物処 理のような排出者責任を追求しているものではない、類 (の)へ(みと)へて、寮電リサイリル法に基づいてブラウン 管テレビを排出する場合には、産業廃棄物処理業の許 可業者等への委託や委託基準を制用しないことになっ 酒学の産業廃棄物処理とは戻なり、設定事業者は、 通常の産業廃棄物処理とは戻なり、設定事業者は、包 国多数の排出等業者(場合によっては1回限りからの 処理を受託しており、全ての排出事業者との間で、設定 が処理法の委託基準に基づく契約を締結することは、非 常に膨いな事務手続きが必要となり、適用上の妨げに もなっている。 さらに、同認定制度では、認定対象物のみを扱うもの であり、現本形を表さった。をいまして認定があり、ア製でサイフにあ	画は変とを受けている除業物の単細の映画と同一性人」である場合 ユーザから他社製品(パメコン)のみの回収を依頼された。 カる場合 、 自社を観点・一体的に販売される他社製品(付属製品)がある場合 パソコンの回収依頼を受けた際。自社で販売した他社製品の一般の 理機器及び通信機器については、他社製品を同時に回収しても適正に回収・リイクルの範囲法を対ったとが可能とした場合に、排出者の利便性が向上する と対し、サイクルの範囲法と対象になどのでは違される。他社製品を扱うことを可能とした場合に、排出者の利便性が向上する とともに、リサイクルの範囲法と対象にが促進される。とり的は、情報処理機器及び通信機器の製造事業者が、製 届やそのシステムを販売・物ノるる場合、契約または入札の 条件として、新規製品の設置工事とともに排出者が使用して いた古い機器の撤去、事及びその実物処理・収集、通搬 処分を一発して受託することが、前機器上一般的である。 この場合、古い機器類、原業物)は、製造事業者が納入する 新規製品と同一性状の製品ではあるが、それら全てが他社	廃棄物処理法施 行規則第12条の12 第8号 廃棄物処理法施 行令第6条の2第 号、第6条の12 局行規制条の15 第5号、第6条の4 第6号、第6条の4 第6号、第6条の4の2	回合や仏域認定制度の手引き では、他社製品の回収も可能と の方針が示された。しかしながら 実際の認定証には、「やむを得ず混入してしまった」場合など非
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第15条の4 の2		de La	( m / 1 m / 7 m / 7 m	再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、処理業及び施設設置の許可を不要とする制度である。したがって、生活環境保全上支障が生じないことを担保するために、齢格な要件が定められており、認定を受ける者についても齢格な基準が定められている。かかる制度の趣旨から、認定の対象は申請者自身に限られ、委託により処理(連携を含む)を行う者は含まれていない。そのため、輸送を他者へ委託でするケースは本制度の範囲外であり、受託業者は原棄物の処理を行う際、当然ものである。これについて許可を不要とすることは、上記の制度の趣旨に反するほか、認定外の業者によいと述上との規定の趣旨に反するほか、認定外の業者によいと述正処理が行われるおそれがあるため、御要望には応じられない。		z17012	環境省	再生利制(連定) に取ら にお集通 に取り に制の 緩和 制の 緩和	5057	5057104			(社)日本経済団体 連合会	104	А	再生利用認定制度における収集 運搬に係る規制の緩和	「再生利用認定制度」において、再生利用認定を受けた事業者が、再生資源を自らの施設に開入するために、廃棄物の集運機を委託でする場合は、委託代業者の廃棄物処理法上の収集運搬機のの服得を不要にある。 少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合について、許可を不要とすべきである。	(*)上記の規制緩和が実現した場合、再生利用認定事業者は、製品の出荷に利用した帰り便等を利用して再生原料となる解決を取りに付くことが可能となり、広域かつ効率の良いリサイクルの仕組みの構築が可能になる。	再生利用認定は主として「対象物」及び「処理方法」の認定であり、認定を受けた「対象物」は、再生されることが確実な物として扱力必要が依はよう処理に関する許可の規制は緩和されている。 しかし、再生利用認定事業者が対象がある。再生原料を即した行行会(収集連復)を与ないので、対象がある。日生原料を即は「関する許可を不要としているが、他人に委託する場合には「収集連複等の許可を有する者に委託しな「はならない、容器包装リサイクル法の規定では、再商品化事業者は、「収集連複等の許可を取得しなとも、一般原教が也持つ公共で体へ取りに行ってリサイクル施設に構入することができる。まま物(収集連複等の許可は不要である。事生利用認定制度にあいても同様に収集運動の許可と不要とすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合、委託先に対する指導監督権を及ばすことが可能である。ことから、許可を不要とすべきである。(*)	「廃棄物処理法第18 条の4の2 容器包装リサイク ル法で割包装に 係る分別収促進第37 家電りサエリサイクル機器 (再商品化金子) 東高品化金子 (再商品化金子) (再商品化金子)	認定を受けた再生利用事業者 は、廃棄物処理法上の処理業な らびに処理施設の許可取得が免 除されている。しかしながら、再 生利用事業者の施設まで再生 資源を運搬する行為について は、廃棄物処理法上の収集運搬
国為替及び外国 貿易法第52条、 輸入貿易管理令	ト 特定有害廃棄物等の輸入に 関しては、バーゼル条約に基 づくバーゼル法の手続 ・ (OECD加盟国間では、部分 ・ 的に簡易手続となっている)を		- 1 - 17 77 70 01 91 100 11 07 77 77 77	日本はパーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続を適正に履行する義務を負うものであり、我が国がパーゼル条約の規制対象物の輸出入手続を任意に職業化することはできない。 一方、EUPOECD諸国間の有害廃棄物等の輸出入においては、パーゼル条約上の輸出入手続と異なる手続がとられているは、パーゼル条約上の輸出人手続と異なる手続がとられているが、これはパーゼル条約部に対象に対していている場合として位置づけられたEU規制やOECD理事会決定がそれぞれ適用されるためておしまり義務づけられる有害廃棄物等の環境上適正な処理を確保より義務づけられる有害廃棄物等の環境上の正の提供全である。これらの商業化を図っているものであり、地域的状況の異なるアジア圏において直をは同様できるが、日本企業が製造・輸出人が最後な全別が必要である。また、有害廃棄物等を輸出人する際の条約等に基づく一連の手続は、有害疾棄物等の構造、当でしているものであり、日本企業が製造・輸出人が組入が組入が出る場合であるが、日本企業が製造・輸出しの組合であってもその必要性は変わらなは、そのためその他の国の企業が製造した製品由来の有害廃棄物等と同様の手続を行い、適正な運搬及び処分を確保する必要がある。なお、特に日本に輸入して高度な技術でリサイクルすることには環境保全上も意義があり、手続に必要以上ら時間がかかることのないよう、迅速化に努力しているところである。		z17013	経済産環境省	ア資環 寺書会の手緩が傷資。有質物人の	5057	5057105			(社)日本経済 団体連合会	105	А	アジアの資源循環に資する 特定有害物質含有物の 輸入手続の緩和	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチのひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講じて資源循環を促進すべきである。		上記( )のものは、アジアの諸外国で処理をしようとすると廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者はいけイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物はかってしまうと、ビジネスとして成りったなくなり、資源の再利用ができない、ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、パーゼリ条約よりのECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出人が行われている。2005年4月に日本で開催された387イニシアティブ閣僚会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。現状では、わが国からアジア諸国の規制や経済状態等の条件から困難を伴うことが多い。したがって、まずは上記で動している。2015年4月に日本で開催された3アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。現状では、わか国からアジア諸国の規制や経済状態等の条件から困難を伴うジア圏における資源循環、再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。	特定有害廃棄 物等の規制に関する法律(パー ゼル法)	しかし、こうした有価物

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他管理コード	一 所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号	要望事項管理番号	分割補助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望 事項番 号 間間的	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
	廃棄物処理法においては、都 適府県境を超える廃棄物の 移動は制限されていない。	d		廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない、環境省においては、法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うよう都道府県に考えを示しているが、都道府県の定める要綱、環境条例の安当性については、都道府県において検討されるべきものである。	z17014	環境省	「廃棄物等に 理法・事制等 の見 重	5057	5057106			(社)日本経済団体 連合会	106 A	「廃棄物処理法、等に係る事前協 議制等の見直し	地方公共団体による事前協議制を開略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引 手続き指導していべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって最終処分や単純焼却処理を行わずにリオイル等の 源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むように する)等、環境省は、資源循環型社会の形成の阳審要因 なる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対 して指導の徹底を図るべきである。		事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。以対け、産業廃棄業の域外からの機人について、処理業者が、最終、処分を行うかりサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。最近では、ササイクルの連展により、場外からのササイクル、処理条件が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、ササイクルの担合したも、助処理が進まないの大学情である。こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルを主向しても、動物協議の難しさから、結果的にリサイクルや下近天隣の風経処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。	地方公共団体の指 導要網	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業原棄物の搬入等にあたって、 地方公共団体の事前協議や 周辺住民の同意が必要であると の規定はない。 地方公共団体の行政技術等に よって、各種許認可の取得・更 がの申請を行う際に、事前協議 の実施。周辺住民部時会の附 信、同意圏のは上まっては、リサイク ルを推進するため、一定の基準 経滅方でよっては、リサイク ルを推進するため、一定の基準 設の設置について、住民同意を 不要とする指導要綱の改正を 行っている。
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律施行規則第 9条の2	可の中請にJN(は、廃業物 加理法体行用引等の名の2に	d		については、廃棄物処理業の事業範囲の変更許可の申請に しいては、すでに新規の申請よりも関素かつ最低限必要な手続 となっている。 については、廃棄物処理法においては、積部分、保管につい で住民同意求めていない、都道府県の定める要組、環境 条例の妥当性については、まずは都道府県において検討される へきものである。	z17015	環境省	産業廃棄運物要運動 機業係の 扱い (新規)	5057	5057107			(社)日本経済団体 連合会	107 A	産業廃棄物収集運搬業許可に係 る取扱いの徹底(新規)	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可 内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画 の概要を記載した書類、向提出を求めることのないよう、地 方公共団体への指導を徹底すべきである。 積替え、保管施設の設置、変更にあたって、周辺住民へ の説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共 団体に対して指導・機能を図るべきである。 また、貨物・港湾における、積着な・保管の取扱いにつく て、平成いで名別を当の場所を強かし、サイン が対策部産業廃棄物課長通知の適用を、地方公共団体に 対して周知徹底すべきである。	(*)住民の同意が取れない結果、積蓄え・保管場所を 一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たない ような少量単位で排出されるもののリサイクルは違まな い、また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積蓄 入・保管に係る解解につい、地方公共団体に周知徹 底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。	輸送業務は規型的な受注産業であり、いつどの顧客から どのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握する ことは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理す おために不可欠である。許可更新時に批出機業者から処理が の運搬を受注しても、そこからまた2-3ヵ月をかけて、許可変 更の申請を行うようなことのないようにすべきである。 なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等に も、新規許可書、便新許可申請の区別な、大きである。 なお、地方公共団体の作成する申請者同け説明資料等に 人を要する旨が表記されているものがある。 また、精経方、保管施設を設置、変更する場合に、周辺住 民への診明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方な 大団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るため には、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、こ ことは、動脈物流と通じて広(消費された核の物を集める静 脈物流においても同しである。(*)	廃棄物処理法施行 規則第9条の2第6 項 可 可成17年3月25日 付環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物 課長通知	産業原業物収集運搬業計可の更新手禁においては、取扱力 原業物の運輸等においては、取扱力 所業物の運輸等に変更が設ければ、事業 事業計画の概要を記載 した書展業計画の概要を記載 した書ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第15条の2 の5	を行う場合は計りを受けなけ	c		排ガスの量が増大する場合は、今まで排ガスが到達しない地点にまで達する可能性もあり、周辺環境への影響を再度考慮する必要があるため、変更の許可が必要と考えられる。一方、白煙域対策のうち、排ガス量が変更によって自煙域の生活環境に対する影響が減ぜられる変更にあっては、軽微な変更として届出による対応が可能となっているところである。	z17016	環境省	産業保証を変われる。		5057108			(社)日本経済団体 連合会	108 A	産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙 対策の実施に伴う 許可を更手続の緩和[新規]	廃棄物焼却炉の白煙または紫煙対策のために行われる。排気ガスの空気希釈処理等の次差行為については、 棄物処理施設の軽散な変更に該当するものと扱い、許可 変更手続を不要として、届出のみとすべきである。		都市部に設置されている焼却炉について、景観上からも環境負荷が多い設備であると地域住民から認識されがちであり、白煙・紫煙対策を実施することは、地域上氏の不安感を、白煙・紫煙対策は、主に指数が入の加熱・冷却や、空気による希釈によって行う。これらの方法は、直接近隣の生活環境に影響を与えるような環境負荷を増入させるものではは、ところが、既設の焼却炉の白煙・紫煙対策を実施するには、ところが、既設の焼却炉の白煙・紫煙対策を実施するには、といる、上記要望が実現された場合、周辺住民の順待が高い廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策が促進される。	廃棄物処理法第15 条の1の5 廃棄物処理法施行 規則第12条の8第1 号、第4号、第5号、 第12条の10の2	産業廃棄物処理施設の変更にあたっては、都道府県知事の許可を得なければならないが、 東線物処理法師行規則で定める 軽微な変更の場合には同品出のみ でおいまがまから発生する日 を対策が一般的に行われている。 たの、排気ガスを空気で希釈する の、排気ガスを空気で希釈する の、排気がみをさいた。 にで気の分だけ排気ガス量が増加するため、施設許可の変更手 様が必要とされる。これに伴い 添付・需報として、環境会で定 のる当該を産業物処理施設が関いたり が関立の生活環境に及ば が関立の地域の生活環境に及ば が関立しての調査。したり る。環境となるになった。 、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号	要望事項管 理番号	分割補助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望事項番号	安室種別(規制改革A/民間開放	(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
条、騒音規制法施行令第1条及び別表第一、振動規制法第2条、振動規制法施行令第1条及施行令第1条及	騒音規制法・振動規制法工場動規制法工場動力、計法はという。)は知います。 は以い、対象は振動ので行うとなる工場、事業場等、振動では対す。 なる方を著しいいいで、対している。 を主するがに対す。 を発生するがに対す。 を発生するがに対す。 を発生するがに対するが、 を発生するがに対するが、 を発生するがで、 を発生するが、 を発生するが、 を発生するが、 を発生するが、 を発生するが、 を発生するが、 を発生するが、 を表したし、 を表したし、 を表したが、 を表したが、 を表したが、 を表したが、 を表している。 には、 を発生するが、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	b		政令で定める特定施設の表は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、 直近では平成8年12月に金属加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。 本年度は、検討会を設置し、昨年度の実態調査で集積したスクリュー式圧縮機の騒音・振動データを基に技術的検討を行う。 上記検討結果に基づき必要に応じて中央環境審議会に諮問し対応する。		z17017	環境省	騒音は見れる 活な振法の設め に 制法を 見 直 直 し	5057	5057110			(社)日本経済団体 連合会	110	A	騒音規制法ならびに振動規制法 の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する 圧縮機のうち、スクリコー式圧縮機を対象外とすべきであ 「規制改革、民間開放推進3か年計画(再改定)(2004年 月31日間議決定)において、守成「7年度に、スクリコー式 圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全での圧損 経過である。 「大学を開発」である。 「大学を高積し、平成19年度に検討を行 う。」「、盛り込まれており、上記の要望が実現するよう確実 に措置すべきである。		騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960 - 70代に比べて、圧縮機の騒音・振動は結修に改善されている特に、スクリューエコンプレサーの開発によって、今では効率、高齢家性が確保されている。従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリュー圧縮機は対象外とすべきである。	5。 同法施行令第1条 高 別表第一 振動規制法第6条、	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業地において、活力、経過を発生する施設でもで変ある特定施設を設置設置しまったする者は、その特定施設の工事の開始日の30日的までに、たむ、圧縮機全般が指定されてい、圧縮機全般が指定されている。同様に、振列に活力にあいて、著し地域では、振列を記させる。 では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点
法 第9条	大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大気のでは、大きないで、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	d	-	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査 終了前に工事等に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐこ とを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うの に必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期間拘束すること は適当でないという考えに立って定められており、実際に審査と60日 程度を要する事業名存在する。 その上で、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に暴づくはい煙発生施設 及び特定粉しが発生施設はで水質汚濁防止法に基づはが保養を施設 の場別を行るでは、砂質・20日間では、一般であると ・特定がした発生施設とで、水質汚濁防止法に基づくは、健療発生施設 は、適切な内容の設置等の届出を行った者については、実施制限制 は、適切な内容の設置であるとされている。これら変更の趣想 相談のな内容の設置であるとされている。これら変更の 超出な内容の設置であるとされている。これら変更の 超出に関するとが存すがに設置の下まを分れてあり、 第231号・環水規算310号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の の設置や構造等の変更の届出を行った者については、実施制限制防止法の を規定の積極的な活用については、平成9年9月24日付け環大規 第231号・環水規算310号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の の設置や構造等の変更の組出しい下、特定が最別の限止が経過程を 上端設及び特定粉い角を生体に変して、水質汚薬防止法の特定施設 の設置や構造等の変更の組出い下、特定施設の設備を開きし の設置や構造等の変更の組出いま、特定施設の設備を開きし の設置や構造等の変更の組出いま、特定施設の設備を開きし を記した場合、あるときには、連やかに工事実施制限制限の指維措を 講じ、その旨を届出者に通知するよう別めること。と都適府環及び政令 市に対して通知してあるとをは、実施制限制度原則といる受にが 変優に手名とあるとをは、速度を制度を開きました。 要型に示されたような、短い疾施制限制度原則といいては を優をするという制度では、期間満了が近くなってから行設庁が削削な るしいも、加入に、またの主を進めないでは、現行法に基づき、都道府実施 取り返すれず、福出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実 取り返すれず、用出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実 取り返すれず、用出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実 取り返りをときたとで、表しいで、実施制限期間の短縮を行 方とないで、表しいで、表しいで、実施制限期間の短縮を行 方とないで、表しいで、表しいで、実施制限期間の短縮を 方とないで、表しいで、表しいで、実施制限期間の短縮を 方とないで、表しいで、表しいで、実施制限期間の短縮を 方とないで、表しいで、表しいで、実施制限期間の短縮度 下で、表しいで、表しいで、表しいで、表しいで、表しいで、表しいで、表しいで、表しい		z17018	環境省	水質/言・水質/言・水質/言・水質/言・水質/言・水防気/注: 小田 できまる にまる がままる がままる がままる できまる かいまる かいまる かいまる かいまる かいまる かいまる かいまる かい	5057	5057111			(社)日本経済団体 連合会	111	Α	水質汚濁防止法・大気汚染防止 法における特定施設等に係る届 出の緩和	止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の 変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行え ばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特	1件の要因分析を行い、長期間の審査を必要とする傾向のある施設・設備に関する条件情報を取りまとめて、これを他方公共団体に関示することなどにより、実施制る等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長することとすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法模定が着工予定日の60日前までに届出を係るであり、	る。 現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在の うに、環境保全に関わる設備や体制が整えられた状況で 、過剰なもの生活える、スピード経営が水められる時代にあ て、60日間もの期間は非常に大きな事業機会の損失にな 技術進歩や時代の要請に含せて、自治体における審査も 選化を図るべきである。 環境省は、1999年4月の「大気汚染防止法および水質汚 防止法に基づく幅出対象施設の設置等に係る原出事務の 埋について」により、法に基づく実施制限期間の短縮措置 3 合べ、積極的に都道府規則等で「通知した。その結果 査に要した日数がの日以内である割合がおおむねの割で り、ほとたどの届出が実質的に30日以内で審査を終えて リ、ほとかどの風出が実質的に30日以内で審査を終えて	である。 はは、2006. 迅 水質汚濁祭 大気汚染防止法第 湯処 10余、第18条の9 番ある16	水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づく「機発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、部部部原規即軍に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その設置・変更を行うことができない。この期間を短縮するには、都適府県知事の認可を得る必要がある。
譲渡し、又は承継 させてはならな い。ただし、信用	成14年7月から売掛債権担 保融資保証制度を利用する 場合の債権譲渡特約の部分 解除を実施し、更にその譲渡 対象者の範囲の拡大の措置	С		環境省においては、既に平成14年7月か5売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していてとにしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。		z17019	全省庁	国共ける ・地方体 は に 接 い に 接 が 係 に 底 条 が 除 に た 条 が 除 条 が 条 が 条 う 除 条 う に 奏 う り 除 う り 除 う り 条 う り 条 う り を う り を う り を う と う と う と う と う と う と う と う と う と う	5057	5057139			(社)日本経済団体 連合会	139	Α	国・地方公共団体向け全銭債権の 証券化に係る譲渡禁止特割の解 除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡上持約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール・譲渡先が金融機関の海は原権譲渡延上持約の適用協称とする。、乗前水泥手施を大幅機譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方人共団体についても同様の統一的な取扱うべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在 障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、包 庁、地方自治体が共適ルールの下で着実に取り組むこと 求められる。	·省	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡 禁止特勢が付されていることが多く、当該金銭債権を記が分化等 を行うことが多く、当該金銭債権を記が分化等 を行うことが、1000年において 事前に承認を力を、特定を決しまり譲渡を認めたり、特定を上しまり では、1000年により譲渡を設めたり、特定を決しまり の支援・仮道とのでは、1000年による対応のパラッキ、事前承 認手続きの煩雑さ、不透明さ等 の問題が残されている。

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コー ド	所管省 庁等	要望事項 (事項名)	要望管理番号	要望事項管 理番号	分割補 注 助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望 要望 事項番 号 間開 R)	/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
労働安全衛生法 及び化学物類の 審査及び製造等 の規制に関する 法律	労働安全衛生法にお働者 が、化学物質によるがあため、入し は、陳学物質によるがあため、入しようだする事務、主性の民主、 類化学物質を取過し、輸送的 現化学物の主要では、 等が質の名称では、 を持ていりには、 の意見をできない。 に基づき労働かに必要なは、 に基づき労働かに必要なは、 に基づき労働かに必要なは、 に基づき労働がに必要なは、 に基づき労働がに必要ない、 に基づきが働かに必要ない。 が関連を である。 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	С		労働安全衛生法(以下'安衛法,という,)に基づ(新規化学物質の届出制度は、労働安全衛生担当部署において、当該化学物質へ向は(露による労働者の健康障害防止の観点から、新規化学物質の合きによる労働者の健康障害防止の観点から、新規化学物質の有量について把握。審査するとともに、必要な場合に労働衛生上の対策を議じる。労増第する法律(以下'化事法,という,)においては、看書な化学物質の環章を提出して人の健康又は動植物の生息、生育に与える影響を未然に防止することを目的い。財産の場合を製造、以は輸入しようとする者は、あらかいの厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることされている。制度の目的、審査の観点が異なることから、それぞれへの届出が必要であり、両法を適切に運用していくためには、窓口を一本化することは適切ではない。また、安衛法においては、化審法に基づく届出が免除されている製造中間様についても届出の対象としている等のほか、有害にの調査結果のみならず、当該新規化学物質につい、予定している製造では取扱いの方法を記載した書面、を添えて提出なければならないにととされており、化審法による届出内容とはよければならないにととされており、化審法による届出を不要とした場合、労働者保護の観点から審査ができなくなり、労働者の健康確保に大きな支障を生じるおそれがある。よって、任憲法による届出が行われたからといって、安衛法の届出を不要とすることはできない。		z17020	厚生労働 省、経済 産業省、 環境省	化労働お規質重出化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5057	5057224		(*	灶) 日本経済団体 連合会	224 A	化新新	審法と労働安全衛生法における 規化学物質に関する重視届出 の簡素化【新規】	新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の 結果について、化審法に基づいて届出をした場合は、労働 安全衛生法の届出を不要とすべきである。		新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の 果について、化審法に基づ(届出と労働を会寄生法に基づ 届出の内容は同一であるため、届出業務の勝素化により事 業者の負担を軽減することができる。	及び製造等の規制 に関す第22項 新規化学並等第4 係る試験並びに第1 6 位の記載と対象質に が物質に係る事性 の調查の項章を 定める領事等 第3項 労働安全第2条 労働安全第2条	施することとされている。 労働安全衛生法では、新規化
化学物質の審査 及び製造等の規 制に関する法律 及び労働安全衛 生法	労働安全衛生法において は、化学物質による労働者の 健康障害を防止するため、 規化学物質を製造は、輸入化 学物質を製造は、輸入化 等なの名を製造は、場合、 は、大きなるのでは、 は、大きなるのでは、 は、大きなるのでは、 は、大きなのでは、 は、大きなのでは、 は、大きなのでは、 は、大きなのでは、 は、大きなのでは、 は、大きなのでは、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、大きないが、 は、ましい、 は、ままないが、 は、ないが、 は、まないが、 は、まないが、 は、まないが、 は、まないが、 は、まないが、 は、まないが、 は、まない	c		労働安全衛生法(以下'安衛法、という、)は、労働者の安全衛生を確保することを目的としており、化学物質については労働環境等を通じた直接的な曝露による労働者の健康影響防止が主職となっている。一方、化学物質の書産及び製造等の規制に対しており、日本学物質が環境を経由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防、安衛法においては、出来るだけ不純物を分離したものを用いて試験することを原則としているが、仮に不純物が10重量%混入していたとしても、少なくとも実際に労働者に曝露される姿での化学物質で試験を行うため、労働者の健康影響の可能性を信護することが可能である。一方、化書法、基づ(等宣においては、届出化学物質に少量に含まれる他の化学物質が環境中では、届出化学物質に少量に含まれる他の化学物質が環境中では、届出化学物質に少量に含まれる他の化学物質が環境中では、個別の物質として勘案し個別に届出を行うこととしていては、個別の物質として勘案し個別に届出を行うこととしていて、の一両法の目的は異なっているため、代書法第3条の届出に係る化学物質に含まれる他の化学物質の取り扱いに係る基準を安衛法と同様にすることはできない。		z17021	厚生 经省 電環境	化おける規制 審法に不制し (新規員)	5057	5057225		(%)	吐) 日本経済団体 連合会	225 A	te te	審法における不純物規制の見 直し[新規]	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、労働安全衛生法の運用上の含有割合である10重量%へ引き上げるべきである。		不純物を1重量%以上含んだ化合物が新規化学物質とあれると、不純物を7について衛生性試験を行うことになるが、個々の物質ではな、実際に活通する化含物の全体をチェックすることで安全性を担保できる。また、衛生性試験ではる、9種類の試験を行う必要があり、1つの新規化学物質あたり最大2000万円程度の費用と、7-8万月程度の側間がかかり、事業者自負担生じている。この点、労働安全衛生法では、不純物の含有割合を10重量%以上として適用することが類化学物質の安全性が対保されており、見重しにあたり参考とすべきである。なお、諸外間、米国、民、カナダ等)では不続物に関するは、およ、諸外間、米国、民、カナダ等)では不続物に関する自出は不要とされており、衛生性試験により化学物質の製造側売時期が遅れると、国際競争の観点から不利である。	び製造等の規制に 関する法律の運用 について(2004年3 月25日 薬食発第 0325001号、2004年 3月19日第3号、 保企発第 040325001) 有害性情報の報行 に関する運用につ	
(参考条文) 自然公園法第6 0条第1項	都道府県立自然公園の特別地域内における何為に 切いては、自然公園の特別地域内における行為に 規定する国立公園の特別地域内においる行為に財 する規制の範囲内におい て、条例で必要な規制を定 めることができる。	е		本規制は千葉県の条例によるものであるので、千葉県がその適否を判断すべきものである。		z17022	環境省	千自の域 行車き化 (新規) では、 一年では、 一年では	5057	5057229		(%	社) 日本経済団体 連合会	229 A		葉県立自然公園の特別地域内 における 熱許可申請手続きの間素化(新 規)	県道・市道あるいは両総用水の申請と同様に5年ごとの 更新申請を可能とすべきである。		排水管理のように設備がある限り定期的に作業が必要な 場合であっても、毎年同じ煩雑な手続きを求められている。	条例 12条 1項、5 項 千葉県立自然公園	干葉県立九十九里自然公園内の特別区域内において重糖を搬入するなどの行為を行う場合に は境和事の市で得るとだか 登であるが、1年ごとに更新申請 が必要となっている。

該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	所管省 庁等	要望事項(事項名)	要望 管理番 号	要望事項管 理番号	分割補助番号	グルー プ化番 号	要望主体	要望事項番号	安里種別(規制改革A/民間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
び清掃に関する	産業廃棄物については、排出 事業者が排出した廃棄物の 適正処分に対する責任を有す る。	С		廃棄物処理法では、事業者は廃棄物の発生から最終処分が終 了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置 を譲しなければなる。この責任の範囲内では、具体的な務合 負うという点において、敵格な非出事業者責任が定められて いる、組合の各加人企業における事業活動から生じた産業廃棄 物の排出事業者責任は、組合でな(各加入企業に発生するもの であり、加入企業と別個の法人格である組合は排出事業者責 任を負うものでない。		z17023	環境省	廃棄物排者範囲 別の緩和 について	5065	5065011			社団法人日本 ニュービジネス協議 会運合会、株式会 社ジェイ・リライツ、	11	A		使用済みとなった蛍光管のリサイタルについては、少量排出事業者の場合は運搬コスト(委託した場合)少量のため割高,手間(処理契約) 長期保管・マニュフェスト発行(声)のであまか。、でのため、使用済蛍光管)サイクルの一層の促進を図るため、組合と一体となってその促進に取り組む含は、組合会」が所有する使用済蛍光管の排出事業者は組合と見なす。といった廃棄物処理法の弾力的運用を検討願いたい。	なければならない」とし、基本的には政令に基づいて委託する場合を除き、他人で処理(運搬・処分)することは認められていない。しかし、電気工事組合・商店街組合・	要因の一つとなっている。 懸念事項への対応策 組合員と組合が一体となって取り組む活動(一个的な)	清掃に関する法律	括してマニュフェストを発行し、リ
譲渡し、又は承継 させてはならな い。ただし、信用 保証協会及び中	環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権担保融資度等的の部分解除を実施し、更にその譲渡を検討していくことにしている。	C		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していてし、更にその譲渡対象者の部囲の拡大の措置を検討していてとにしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。		z17024	全省庁	国治金証明という。 国治金証明を持ち、関係を対しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	5066	5066004			社団法人リース事業協会	4	Α	国・地方自治体向け金銭債権の証 労化に関する債権譲渡禁止特約 の解除	正 各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権 譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及 び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一 的かつ早急な対応が求められる。		
なし	原則公開 (行政処分、不服審査、試験等に関する審議会等 で、公開により当事者又は 第三者の権利、利益や公 採の利益を書するおそれ がある場合は非公開。)	d		環境省の審議会等については、現状においても原則公開 としているところであり、引き続き適切に対処する。		z17025	全省庁	政府省議制の金属開開の金属開開の金属開開の金属開開の第とき	5083	5083004			特定非営利活動法 人'子どもに無煙環 境を,推進協議会	4	А	政府省庁の審議会は原則的に公 開 (傍聴可能) とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健 健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会などは公 開(傍聴可能)で、事前にホームページで成在させている。 しかし,例えば財務省の財政制度等審議会たばに事業等 文科会、税制調査会などしは、財務省のホームページの週 間予定には掲載されているが、非公開となっている。これを 審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴すること により、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速や かに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能にな	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-数カ月後には議事録が公開され、1-数カ月後には議事録が公開されているようがあり通ぎる。 イムラグがあり通ぎる。 マスメディアにの分公開したり、会後、審議会長が記者発祥 や会見をする場合もあらが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化サイスでおる。 度化サイオである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		